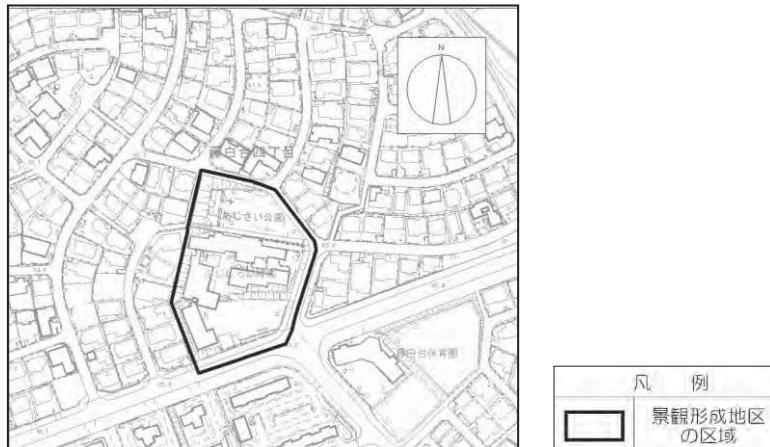


(5) 公共・公益施設地区(藤白台 4 丁目(1))

ア.位 置・・・吹田市藤白台 4 丁目地内 図 1 のとおり
イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面 積・・・約 1.1ha
工.經 過・・・1.平成 22 年 3 月 15 日指定、告示し、平成 22 年 4 月 1 日施行。
2.令和 2 年 4 月 1 日一部変更、告示し、同日施行。
才.基本方針・・・みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
力.基 準・・・別表 1・別表 2 の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。 (2) 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。 (3) 道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。 						
2.形態意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> (1) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。 (2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する。 (3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全色相</td> <td>5.0 以上 8.5 未満</td> <td>3.0 未満</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (5) 質感、素材感のある素材とする。 	色相	明度	彩度	全色相	5.0 以上 8.5 未満	3.0 未満
色相	明度	彩度					
全色相	5.0 以上 8.5 未満	3.0 未満					
3.敷際	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (2) みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) やむを得ずフェンス等を設置する場合は黒又は茶系の色彩とする。 						
4.駐車場・駐輪場	公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。						
5.ごみ置場	公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。						

b. 工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は植栽空間の確保や壁面緑化に努める。 (3) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。
------	---

c. 開発行為

1.緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した計画とする。 (2) 出入り口の配置は、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

- (1) 広告物は自家用のみとする。
- (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
- (3) 表示面積の合計は 10 m²以下とする。
- (4) 広告物の取り付け位置は地盤面より 8m以下とする。
- (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りでない。